

令和6年第1回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和6年1月29日(月) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第3会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員
欠席委員	6番 曾根 大祐 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 次長 岡田 剛 書記 青山 侑嗣 書記 津田 卓也

<p>付 議 事 項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号 その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について 青年等就農計画について 農用地利用集積計画について（一括方式） 農山漁村発イノベーション推進戦略について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 現況証明願について 非農地証明願について 特定農地貸付廃止届について</p>
--------------------	--	---

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(15:00)</p>	<p>定刻になりましたので、只今より令和6年第1回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、4番、5番の委員の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には3名の傍聴の申し出がございました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは傍聴者をお通しください。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>番号1番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては2ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、岩藤公民館から東に進み、東名高速道路を超えた左側に位置する農振農用地で、登記地目、現況地目は田で面積は1,508㎡です。</p> <p>申請者は岩藤町上原にお住まいで、年齢は90歳です。</p> <p>農地所有者は市外に居住しており、今後の農地維持が困難であるため、申請地西側の田を所有する申請者が一体で利用するために申請に至ったものです。</p> <p>申請者の営農状況ですが、年間300日農作業に従事しており、農作業暦は79年です。また、世帯員の従事状況は、配偶者が280日程申請者とともに農業を営んでおり、畑作物はJA園芸センターへ出荷するなど営農状況は良好でありますので、問題ないものと思われまます。所有する農地は適正に管理されております。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、田植え機1台、軽自動車1台を所有しています。</p>
---	----------------	--

		<p>申請地では水稲の栽培を予定しております。</p> <p>年齢は90歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲があり、また、日進市栄に居住する息子が耕作の手伝いを行っている状況を確認しました。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、2番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては3ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、中部電力パワーグリッド日進変電所から西に約130mに位置する農地で、登記地目は田、現況地目は畑で面積は1,062㎡です。</p> <p>申請者は名古屋市瑞穂区にお住まいで、年齢は77歳です。</p> <p>農地所有者は市外に居住しており、営農が困難であるため、もともと申請地において利用権を受けて耕作していた申請者に売却するため、今回の申請に至ったものです。</p> <p>申請者の営農状況ですが、年間350日農作業に従事しており、農作業暦は20年です。また、世帯員の従事状況は、配偶者が300日程申請者とともに農業を営んでおりますので、問題ないものと思われます。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、耕運機3台を所有しています。</p> <p>申請地では野菜の栽培を予定しております。</p> <p>年齢は77歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲があり、現在耕作する農地の管理も適正であることから問題無いものと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>2番の方は名古屋市から機械を持って来て、耕作できるのでしょうか。</p>
	議長 委員	

事務局		<p>既にこの農地で利用権を設定し耕作をされている方になります。</p>
委員 議長		<p>わかりました。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p>
事務局		<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>まず始めに、1番の案件について説明します。場所につきましては5ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は市立梅森保育園から東に約220mの位置に所在し、登記地目はいずれも畑で、現況地目は36・38番が畑、37番が雑種地で、面積は3筆合計で1,970㎡です。</p> <p>申請者は、滋賀県彦根市に本社を有する総合小売業者であり、当該地の北側の「日進香久山西部土地区画整理事業」地内において、スーパーマーケットを本年4月に開業する予定です。当該店舗の開業にあたり、160名程の従業員を新規に雇用する予定です。</p> <p>店舗開設事業地内には171台の来客用駐車場を設置し、施設全体の来店者数が1日3,800人を想定しており、そのうち相当数が自動車で来店することを見込んでおります。</p> <p>店舗の立地位置からも従業員の多くは自家用車での通勤が主となることを見込まれておりますが、店舗敷地内に従業員用駐車場を設ける余剰は無く、用地を区画整理事業地内で探索しましたが、造成工事中であることなどから、該当する土地がなく、今回の申請農地を借りて駐車場とする申請が出されました。</p> <p>駐車台数は、69台を確保しますが、従業員の出勤体制はシフト制であるため、予定従業員数の7割程度の規模が確保</p>

		<p>される規模を転用するものです。駐車場造成計画では、敷地周囲をブロック2段積みにより囲い、雨水や土砂の流出を抑制するとともに、浸透柵を設け、集水し、周辺の農地への影響がでないよう計画されています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第6号の一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>次に、2番の案件について説明します。場所につきましては6ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、日進市立南小学校から東に約370mの位置に所在し、登記・現況地目は56番1が田、57番6が畑で面積は合計19.18㎡です。</p> <p>申請者は現在、名古屋市名東区で夫と息子と3人で居住しておりますが、申請地に隣接する宅地を相続し、居住することを予定しております。現在自家用車を3台所有しておりますが、道路から出入口幅が1.7mしかなく、3台の車両の進入と駐車場所の確保が困難であるため、隣接する申請地において駐車場2台分を確保するために使用貸借にて転用する申請が出されました。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、第3種農地として判断されます。第3種農地は原則転用許可であるので、立地基準については支障ありません。</p> <p>第2号から第6号の一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>1番の駐車場はどこから入るのか。 西側からになります。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議長		
委員		
事務局		
議長		

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」を議題とします。</p> <p>なお、1番から6番については、委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条では「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」と定められているため、該当委員は、案件の審議の際に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>	<p>事務局</p> <p>(特定農地貸付法についての解説)</p> <p>では、今回の議案についてご説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>1番から6番までの開設者についてですが、いずれも ████████ となります。</p> <p>場所につきましては、10ページから15ページの位置図を、詳しい区画割については別冊④をご確認ください。</p> <p>1番につきましては、日進市立北小学校から北に約340mに位置する2筆の農地で、地目は登記・現況ともに畑、面積は合計で2,622㎡です。区画数はいずれも30㎡で合計59区画、物置と上水道と農業用水が設置されております。</p> <p>2番につきましては、県道石兼交差点から北東に約80mに位置する農地で、登記地目は畑・現況地目は生産緑地畑、面積は合計で1,886㎡です。区画数はいずれも30㎡で合計39区画、物置と上水道が設置されております。</p> <p>3番につきましては、梅森公民館から西に約200mに位置する農地で、登記地目は畑・現況地目は生産緑地畑、面積は合計で2,332㎡です。区画数はいずれも30㎡で合計43区画、物置と上水道が設置されております。</p> <p>4番につきましては、市立米野木台西保育園から東に約200mに位置する7筆の農地で、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも畑、面積は合計で2,261㎡です。区画数は30㎡区画が43区画、15㎡区画が5区画、合計48区画で、物置と上水道が設置されております。</p> <p>5番につきましては、日進市立南小学校から東に約140</p>
-----------	---	--

	<p>mに位置する6筆の農地で、地目は登記・現況ともに畑、面積は合計で3,016㎡です。区画数はいずれも30㎡で合計60区画、物置と上水道が設置されています。</p> <p>6番につきましては、岩藤公民館から東に約80mに位置する2筆の農地で、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも畑、面積は合計で2,049㎡です。区画数はいずれも30㎡で合計45区画、物置と上水道と農業用水、荷下ろし作業場が設置されています。</p> <p>共通事項として、貸付期間は1年間で、最長5年間まで継続可能です。農園名は、いずれも「わくわくふぁーむ●●」となります。利用料金は30㎡区画が年額12,000円、15㎡区画が年額6,000円です。</p> <p>次に別冊の説明についてですが、これは各農園の「市民農園計画書」、「貸付協定」、「貸付規程」、「区画配置図」についての説明です。開設者が6園とも同じであるため、基本的な内容は変わりません。そのため1園分のみ抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず別冊①の市民農園計画書をご覧ください。これは開設者が市民農園の開設にあたり、農園の概要や開設目的、開設に向けたスケジュールや費用などの概要をまとめた計画書です。特筆すべき点ですが、「4事業計画の(8)対象者」において、「市民・市外住民」となっています。今まで市が開設していた時の市民農園では、条例で「市内に住所を有するもの」として日進市民のみが対象となっていました。今後は市民や市外住民と利用範囲を広く設定されています。</p> <p>次に別冊②の貸付協定をご覧ください。これは法に基づき、管理運営に関することや利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めており、開設者が農園の管理を適正に行うことを約束する協定です。令和6年1月1日に日進市と開設者との間で締結しています。</p> <p>次に別冊③の特定農地貸付規程をご覧ください。1ページの第4の(貸付利用条件)ですが、先にも説明しましたが、貸付期間は1年とし、最長5年継続できます。賃料は1区画あたり年間12,000円を予定しています。</p> <p>第4の2の(1)から(10)に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、</p>
--	--

野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。

第9の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。

別冊④については、農園毎に、区画・上水道・農業用水施設や農機具倉庫等の配置を示しています。こちらについては、現時点では市が開設している時点から変更はありません。

現在のところ、既存施設をそのまま利用する形態となるため、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと思われますので、市民農園開設に問題はないと思われます。

以上が1番から6番までの説明です。

つづきまして、7番の申請について説明します。

議案書の9ページをご覧ください。開設者は豊田市で造園業を営む■■■■さんです。

場所につきましては、16ページの位置図をご覧ください。

日進市立東小学校の南20mの位置となる8筆の農地で、地目は登記・現況いずれも畑で、面積は合計で1,932㎡です。

遊休農地を活用し、家族で安心安全野菜を栽培する市民農園の運営を行うことで、「自分や家族で食べる野菜は自分(家族)でつくる」をスローガンに食の自立を推進することを本農園の開設目的としています。

農園名を「あんファーム」と名づけ、30㎡区画を26区画、40㎡区画を5区画で全31区画を設ける計画です。

別冊⑤の市民農園計画書をご覧ください。

特筆すべき点ですが、「4事業計画」の(5)利用料は、30㎡区画は年額13,200円、40㎡区画は年額16,500円を予定しています。

(6)の給水施設ですが、上水道・農業用水が整備されていない農地であるため、天水をタンクに集めて利用する予定です。

(7)の対象者ですが、こちらも先の6園と同じく市民・市外住民を対象としています。

(8)のその他ですが、これは開設者が草刈り等で訪れた際や、利用者から要望があった際には適宜栽培指導を行うものとなっております。

次に別冊⑥の貸付協定をご覧ください。こちらも令和6年

	<p>1月12日に日進市と開設者との間で締結しています。</p> <p>次に別冊⑦の特定農地貸付規程をご覧ください。第4の2の(1)から(10)に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。</p> <p>第9の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。</p> <p>別冊⑦の最後に区画図を添付しております。</p> <p>今回の事業計画等からは、市民農園として利用することが、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと行われますので、新たな市民農園設置に問題はないと思われます。</p> <p>議案第3号についての説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、先に7番について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員	<p>7番について、周辺道路が砂利で埃がたつが、何か対処はしないのか。</p>
事務局	<p>土地改良事業による農道で、周辺は農地利用の土地であるので、住民への影響はありません。</p>
議長	<p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号、7番の案件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号の内、7番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>引き続き番号1番から6番の審議に入ります。該当委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(該当委員一時退室)</p>
議長	<p>番号1番から6番について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員	<p>管理人はそれぞれの農園に置かれるのか。管理体制を教えてください。また、水道料金の支払いはどうなるのか。</p>
事務局	<p>会社として運営するが、農園毎の担当者を配置するかどうかはまだ決まっていない。水道料金は管理者が負担されます。</p>
委員	<p>今はシルバーの方が草刈りをしているが今後はどうなるの</p>

事務局 委員	<p>か。</p> <p>新たな管理者が行う予定です。</p> <p>新しい管理者に移った後、適正に運営しているか市は巡回するのか。</p>
事務局 委員	<p>新しい管理者と情報交換をしながら安心して利用いただけるようにしたいと思います。</p> <p>営利を求めていけないということだが、事業者にとっての市民農園運営のメリットを教えてほしい。</p>
事務局 委員	<p>事業者が営利を求めることは問題ありません。</p> <p>新しい管理者からは、これまで市内で長らく建設業をしてきて皆様にご協力いただいていたことから、農業という面でも市民の方々に新たに貢献できたらということで、地域貢献事業として運営していきたいと伺っております。</p>
事務局 委員	<p>貸付規約に自動車・バイク・自転車を駐車することはいけないとあるが、どうやって農園に行けばいいのか。</p>
事務局 議長	<p>駐車場はないが、農園内には荷下ろし等が出来る必要最低限のスペースはあります。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>議案第3号、1番から6番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ということで、議案第3号の内、1番から6番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(該当委員 入室)</p>
議長	<p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>続きまして、議案第4号「青年等就農計画について」を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号の青年等就農計画について説明します。</p> <p>申請者の■■■■■さんは現在30歳で知多郡武豊町に在住しております。</p> <p>南知多町にあるいちごの観光農園に在職中で、イチゴの栽培歴は8年です。</p>

		<p>現在勤めている会社を退職し、実家がある名東区に戻り、日進市内において、イチゴの直売及び出荷主体の農業経営を始めることを計画しています。</p> <p>農地については、耕作放棄地となっている農地を紹介したところ、その農地の所有者と合意がとれたため、この後の5号議案にありますが、10年間の賃借権の設定を行います。</p> <p>経営を始めて間もない時期の所得確保や設備の初期投資の際の制度資金の活用を視野に置いて、今回の申請に至ったものです。</p> <p>1枚目、将来の農業経営の構想ですが、ハウス建設にあたっては青年等就農資金を活用し、暖房機については経営発展支援事業を活用して導入する。前職での経験を生かして、早期に経営安定を図るとともに、高設栽培システムの導入による効率的なイチゴ栽培を行う。農業経営5年目には年間農業所得3,500千円以上、一人あたりの年間労働時間は、2000時間を目標としています。</p> <p>2枚目、表面に、目標達成する為に必要な措置とその事業費及び活用する資金の予定が記載されております。</p> <p>農業経営の構成としては、本人とその母親の2人で、アルバイトを雇用する予定はありません。</p> <p>2枚目裏面の、技術・知識の取得状況ですが、平成27年6月から3年間美浜町のいちご農園、平成30年から現在までの5年間、南知多町のいちご農園に勤めており、一通りいちごの栽培技術を習得していることを確認しております。</p> <p>日進市の基本構想に照らし、計画は適切なものと判断され、計画が達成される見込みについても、愛知県尾張農業改良普及課の指導の元に計画が作成されたことにより、無理のないものと判断されます。</p> <p>今後、将来にわたって、農業経営を安定かつ効率的に行える期待ができると考えており、青年等就農計画を認定することに支障はないものと思われます。</p> <p>議案第4号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>元々荒れていた農地である。切り株もいくつかあり今後造成が入るのではと思う。アルバイトを雇用せず作業されることだが、苺の収穫は手間がかかる。将来はパートを雇う</p>
	議長	
	委員	

	<p>委員 事務局 委員 事務局 議長</p>	<p>こともあるのではと思います。</p> <p>耕作放棄地解消の補助金はなかったか。</p> <p>耕作放棄地再生利用交付金は廃止されています。</p> <p>日進市からの補助金はありますか。</p> <p>2つの補助金を活用される予定です。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第4号「青年等就農計画について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>今回、一括方式で利用権を設定する農地、設定する権利の内容についてですが、9ページ下段の表のとおりとなっております。利用権を受ける者は先程4号議案で審議していただいた方です。</p> <p>下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。今回1筆のみとなります。申請地は株式会社愛知ヤクルト工場から東へ約200mの位置に所在し、地目は登記・現況ともに田、面積は2,950㎡です。</p> <p>期間は10年間で賃借権の権利設定です。</p> <p>議案第5号についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします</p> <p>議案第5号について説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積計画について(一括方式)」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第5号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第6号「農山漁村発イノベーション推進</p>
	議長	
	事務局	
	議長	
	議長	

<p>事務局 議長</p>	<p>戦略について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 (事務局より別冊について解説) 議案第6号について説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>法の改正があり、小規模農家が台所等で作っていた漬物等の販売ができなくなる。 新しい加工施設を作るなど出来ないのでは、6次産業化商品の開発を促すのはいいが、市民が利用できる加工所を作っていただくことはできないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農政課としては、法改正で小規模で頑張っている方々が困っていると伺っているので、何かしらの対応を検討していきたいと思います。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>道の駅に農作物を納品した場合の手数料はいくらか。 わかりません。今後、指定管理者からの説明会が開催されると伺っています。</p>
<p>議長</p>	<p>市の農業振興にとって、このような戦略は必要で、農業委員会が取り組むこはるもちの特産化にも関係するものだと思うので、こういった戦略は必要だと思う。内容について特に意見はないということで農業委員会の意見としたいと思いますので、採決を取りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号「農山漁村発イノベーション推進戦略について」は「特段の意見なし」として賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ということで、議案第6号については、原案のとおり可決とします</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、「専決」について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告)</p>
<p>議長</p>	<p>専決1号 3条届出 2件 専決2号 4条届出 1件 専決3号 5条届出 7件 専決4号 18条通知 2件 専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、「その他」について事務局より報告をお願いします</p>

	<p>事務局</p> <p>議長 委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員 委員</p> <p>事務局 議長</p> <p>(16:25)</p>	<p>す。</p> <p>(事務局からその他について一括で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況証明願について ・非農地証明願について ・特定農地貸付法廃止届について <p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>非農地証明願だが、土地を東京の人が所有しているが名義はどうなるのか。</p> <p>名義をどうするかは不明であるが、山林になれば所有権移転は可能です。</p> <p>畑であれば売買ができない。山になれば売買できるということか。農地を守るという話ができなくなるのではないか。</p> <p>全ての農地が対象ではなく、守るべき農地は非農地判断の対象にはならない。</p> <p>日進市では過去に1件しか証明していませんが、国からの通知もあることから、条件にもよるが山林化した農地については地目変更をする方針としたいと思います。</p> <p>そういう方針なら仕方ない。</p> <p>不動産売買の為に制度の悪用をされないか。また、それを防ぐ方策はないか。</p> <p>今の時点では農地パトロールの強化が考えられる。</p> <p>他にご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p> <p>事務局よりその他事務連絡などがありましたらお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来月の農業委員会 2月27日(火)本庁舎4階第1会議室 ・地域計画担当地区割 ・震災関係 <p>それでは、これをもちまして、令和6年第1回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>
--	---	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 4番委員

議事録署名者 5番委員